

議 案 第 5 1 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第1条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の215</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の172</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の129</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の64.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （略）</p>	在職期間	割合	6か月	100分の215	5か月以上6か月未満	100分の172	3か月以上5か月未満	100分の129	3か月未満	100分の64.5	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の225</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の180</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の135</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の67.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （略）</p>	在職期間	割合	6か月	100分の225	5か月以上6か月未満	100分の180	3か月以上5か月未満	100分の135	3か月未満	100分の67.5
在職期間	割合																				
6か月	100分の215																				
5か月以上6か月未満	100分の172																				
3か月以上5か月未満	100分の129																				
3か月未満	100分の64.5																				
在職期間	割合																				
6か月	100分の225																				
5か月以上6か月未満	100分の180																				
3か月以上5か月未満	100分の135																				
3か月未満	100分の67.5																				

第2条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た</p>

額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の225
5か月以上6か月未満	100分の180
3か月以上5か月未満	100分の135
3か月未満	100分の67.5

3 (略)

額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の220
5か月以上6か月未満	100分の176
3か月以上5か月未満	100分の132
3か月未満	100分の66

3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。